

福井しあわせ元気国体 2018 福井しあわせ元気大会 2018

第73回 国民体育大会／第18回 全国障害者スポーツ大会 織りなそう 力と技と美しさ

標章およびマスコット等の使用の手引

(平成28年4月版)



「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会実行委員会

はじめに

この「使用の手引」は、平成30年に福井県で開催される第73回国民体育大会「福井しあわせ元気国体」および第18回全国障害者スポーツ大会「福井しあわせ元気大会」における標章およびマスコット等の使用に関する基本ルールをまとめたものです。

標章およびマスコット等を使用する場合は、原則として事前に申請手続きが必要です。注意事項やデザイン使用のルールに留意し、広くご活用ください。

目次

はじめに・注意事項

使用の手続き	1
使用までの流れ	2
公共目的使用	3
商業目的使用	4
デザインのルール	5
Q&A	6
使用に関する各種様式（様式 1、2、4、6、7号）	

注意事項

使用目的が下記に該当する場合は、使用をお断りすること、または使用許可を取り消すことがありますので、ご注意ください。

- ①スポーツおよび両大会の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき。
- ②標章およびマスコット等を正しい使用方法に従って使用しないとき。
- ③自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、または使用するおそれのあるとき。
- ④法令または公序良俗に反し、または反するおそれのあるとき。
- ⑤特定の個人、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与えるおそれがあるとき。
- ⑥使用目的が明らかでないとき。
- ⑦大会協賛企業の協賛権利を侵害するおそれのあるとき。
- ⑧その他会長が不相当と認めるとき。

「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会実行委員会

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県国体推進局大会推進課

TEL：0776-20-0772

FAX：0776-20-0664

E-mail：kikaku-kokutai@pref.fukui.lg.jp

HP：http://fukui2018.pref.fukui.lg.jp/

使用の手続き

使用目的、使用する標章およびマスコット等により、申請手続は異なります。

使用目的





【公共目的使用】

福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会の広報啓発などの目的で使用する場合

【商業目的使用】

商品、景品および広告宣伝等、収益を上げることが目的として作成され、または提供される物品等に使用する場合

使用できる標章等と申請先

		申請先	
		公共目的使用	商業目的使用
国体マーク		「福井しあわせ元気」 国体・障害者スポーツ大会 実行委員会	公益財団法人 日本体育協会 ※
競技別シルエット (全42種類)	陸上競技 		
国体をあらわす文字	<ul style="list-style-type: none"> ・国民体育大会 ・国体 ・NATIONAL SPORTS FESTIVAL 		
福井しあわせ元気国体 ロゴデザイン	福井しあわせ元気国体		
福井しあわせ元気大会 ロゴデザイン	福井しあわせ元気大会		
スローガン	織りなそう 力と技と美しさ		
マスコット	(例) 		
全国障害者スポーツ大会 シンボルマーク		手続き不要	

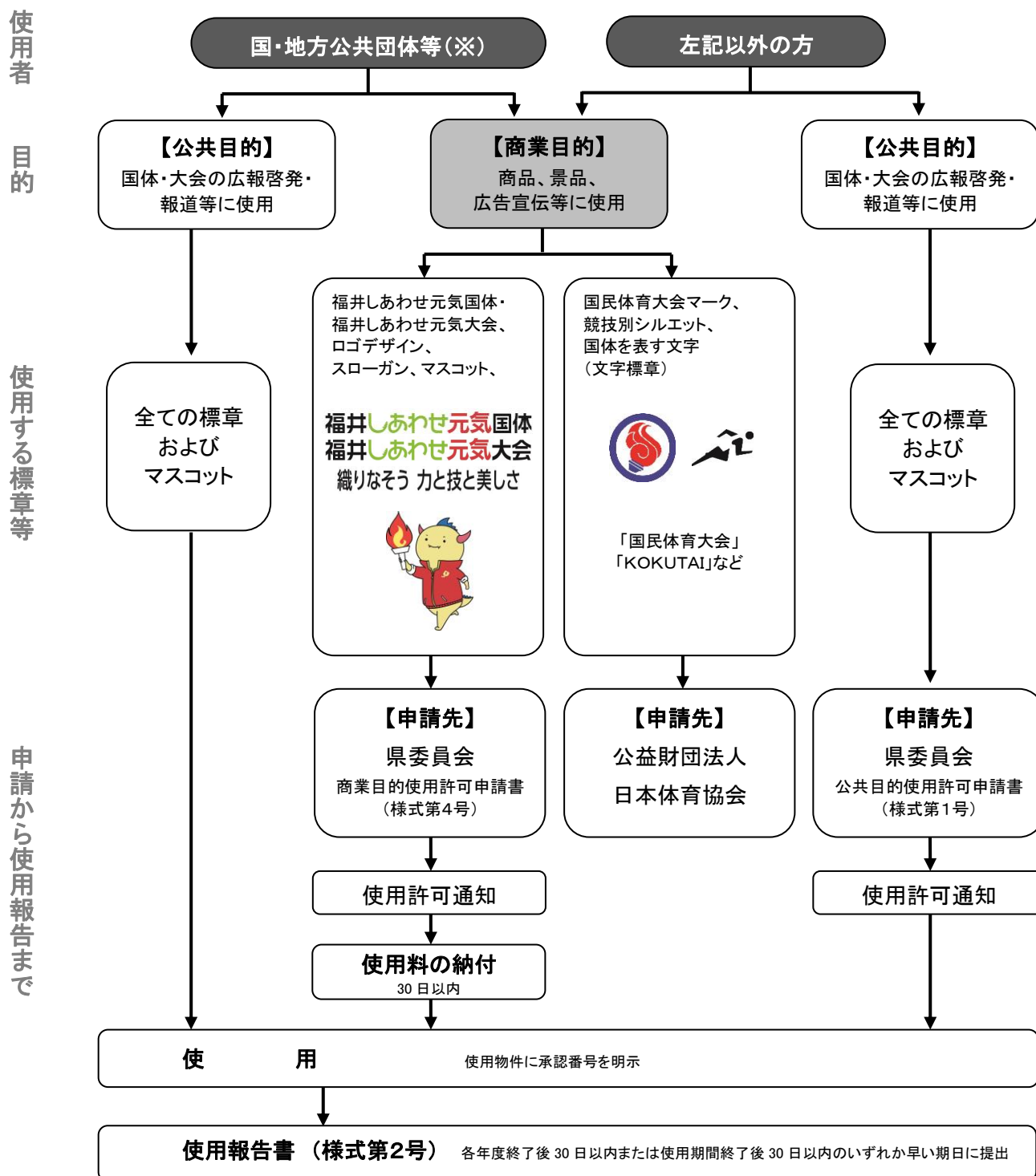
※公益財団法人 日本体育協会の連絡先

公益財団法人日本体育協会 総務部 キャンペーン課

〒150-8050 東京都渋谷区神南 1-1-1 [TEL:03-3481-2311](tel:03-3481-2311) FAX:03-3481-2284

URL: <http://www.japan-sports.or.jp/>

使用までの流れ



※国・地方公共団体等とは、下記のをいいます。

- ①福井県内の市町の第73回国民体育大会または第18回全国障害者スポーツ大会の準備委員会または実行委員会が使用するとき。
- ②国、地方公共団体、公益財団法人福井県体育協会、福井県内の市町体育協会またはこれらに加盟する競技団体が使用するとき。
- ③第73回国民体育大会においてデモンストラーションスポーツを実施する団体が使用するとき。
- ④県委員会の構成団体である障害者福祉団体および競技団体が使用するとき。
- ⑤保育所または学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に掲げる学校が使用するとき。
- ⑥報道機関が報道または広報の目的で使用するとき。
- ⑦その他会長が特に認めたとき。

公共目的使用

主な使用例

◆国・市町など

- ◎広報紙に掲載したい
- ◎国体・大会のPR看板、のぼり旗を作りたい
- ◎啓発グッズをつくりたい（無償配布するものに限る）

◆体育協会、競技団体など

- ◎スポーツ大会のプログラムや機関誌に掲載したい
- ◎チームのTシャツをつくりたい

◆学校など

- ◎校内行事のプログラムに掲載したい
- ◎運動会の旗にマスコットを入れたい

◆民間企業

- ◎社内報に掲載したい（外部へ配布せず、企業の販売促進につながらないもの）

使用許可申請について

標章およびマスコット等を公共目的で使用される場合は、あらかじめ、「公共目的使用許可書（様式第1号）」に必要事項を記入の上、県委員会に提出してください。

なお、次に該当する場合は申請の必要はありません。

-
- (1) 福井県内の市町の第73回国民体育大会または第18回全国障害者スポーツ大会の準備委員会または実行委員会が使用するとき。
 - (2) 国、地方公共団体、公益財団法人福井県体育協会、福井県内の市町体育協会またはこれらに加盟する競技団体が使用するとき。
 - (3) 第73回国民体育大会においてデモンストレーションスポーツを実施する団体が使用するとき。
 - (4) 県委員会の構成団体である障害者福祉団体および競技団体が使用するとき。
 - (5) 保育所または学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に掲げる学校が使用するとき。
 - (6) 報道機関が報道または広報の目的で使用するとき。
 - (7) その他会長が特に認めるとき。
-

使用報告について

標章やマスコット等を使用された場合は、使用報告書を各年度終了後30日以内または使用期間終了後30日以内のいずれか早い期日までに県委員会へ提出してください。

商業目的使用

主な使用例

- ◎お菓子や飲料などの商品パッケージに印刷したい
- ◎マスコットを使用したTシャツをつくって販売したい
- ◎商品販売促進のための景品に使用したい

使用許可申請について

標章やマスコット等を商業目的で使用される場合は、あらかじめ、「商業目的使用許可申請書（様式第4号）」に必要事項を記入のうえ、県委員会に提出してください。

使用料について

- 1 販売を目的とするもの（商品）・・・小売価格（消費税等賦課前）×製造個数×3%
- 2 販売以外を目的とするもの
 - (1) 景品、有償貸出等・・・・・・・・・・製造価格×製造個数×3%
 - (2) 広告宣伝・・・・・・・・・・使用する媒体の広告料×3%

※ただし、自社媒体での展開や自社で配布する等、媒体費用が発生しない場合は、協議により決定
- 3 その他の営利を目的とするもの・・・協議により決定

使用料の免除について

次に該当する場合は、使用料を免除することができます。使用許可申請の際に、「使用料免除申請書（様式第6号）」を県委員会へ提出してください。

- (1) 福井県内の市町の第73回国民体育大会または第18回全国障害者スポーツ大会の準備委員会または実行委員会を使用するとき。
- (2) 国、地方公共団体、公益財団法人福井県体育協会、福井県内の市町体育協会またはこれらに加盟する競技団体が使用するとき。
- (3) 第73回国民体育大会においてデモンストラーションスポーツを実施する団体が使用するとき。
- (4) 県委員会の構成団体である障害者福祉団体および競技団体が使用するとき。
- (5) 保育所または学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に掲げる学校が使用するとき。
- (6) その他会長が特別な事情により必要があると認めるとき。

使用報告について

標章やマスコット等を使用された場合は、使用報告書を各年度終了後30日以内または使用期間終了後30日以内のいずれか早い期日までに県委員会へ提出してください。

※様式は公共目的使用の際と同じです。

デザインのルール

福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会のロゴ・マスコットキャラクター等は、両大会のイメージを統一した形で皆さんに伝えるため、それぞれの大きさやレイアウト、色には特定の規則性を持たせています。誤った使い方にならないように、次の点に注意して使用してください。

- 書体・字間を変えない



- 書体を分断しない



- 変形させない



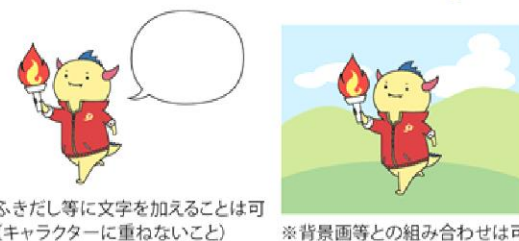
- 色を変えない



- 書き加えない、取り除かない、他のものを重ねない、反転しない



- 見づらいバックの場合、フチは白のみ可
(フチ幅は「福」の文字の横線に合わせ、角丸にする)



※ふきだし等に文字を加えることは可
(キャラクターに重ねないこと)

※背景画等との組み合わせは可

- 見づらくなる表現をしない



- 誤った組み合わせをしない



Q&A

Q1. 有志で組んでいるスポーツチームのユニフォーム（販売はしない）にマスコットのデザインを使用できますか？

A1. 公共目的使用許可申請書を提出いただくことにより使用が可能となります。父母の会等で応援Tシャツを作る場合にも、同様の手続きが必要となります。

Q2. スポーツ活動に直接関係のない媒体でマスコットのデザインを使用できますか？

A2. 使用者が国体・大会の気運醸成に寄与したいとの思いで使用される場合には、原則的に媒体に制限はありません。詳細は個別にご相談ください。

Q3. 商品カタログや会社案内にマスコットのデザインを使用してもよいですか？

A3. 社外向け（顧客、取引先等）への配布を目的として製作される印刷物に使用する場合は、商業目的の使用に該当するため、商業目的使用許可申請書の提出と、使用料「製作費用×3%」を納付していただくことにより使用が可能になります。

Q4. 営業用のチラシ、サンプル品にマスコットのデザインを使用してもよいですか？

A4. 商業目的の使用に該当しますが、チラシやサンプル品の製作だけであれば、使用料の免除を行います。商業目的使用許可申請書と使用料免除申請書を提出いただくことにより使用が可能です。

Q5. 受注販売により事前に製造数量を確定することが困難です。申請書にはどのように記入すればよいですか？

A5. 申請時点で見込みの数量を記入してください。その数を超えて製造する場合は使用変更許可申請書を提出していただくことになります。

Q6. マスコットを単体で使用する場合はありますか？

A6. はぴりゅう単体での使用の際は、福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会のマスコットであるということが分かるような表記をお願いします。また、標章およびマスコット等を使用する物件に許可番号の付記をお願いします。

表記例



福井しあわせ元気国体マスコット はぴりゅう
許可番号 福井国体承認 号